



島根県報

平成20年 3月11日 (火)
第 1,964 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

島根県人権啓発推進センター設置運営要綱の一部改正	(人権同和对策課)	2
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	3
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	3
保安林予定森林 (5 件)	(森 林 整 備 課)	4
保安林の指定の解除	(")	6
保安林の指定施業要件の変更	(")	6
森林法第189条の規定による告示及び掲示 (2 件)	(")	7
漁業災害補償法の規定に基づく同意	(水 産 課)	7
こいの持出しの禁止に係る水系の範囲	(")	8
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	(経 営 支 援 課)	8
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	(")	9
島根県公共工事共通仕様書の廃止	(技 術 管 理 課)	10
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	10
道路の供用開始	(")	12

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	12
河川法の規定に基づく簡易代執行の実施	(河 川 課)	13

選管告示

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		14
政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体		14
政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった政治団体		16
政治資金規正法の規定に基づく指定の取消しの届出のあった資金管理団体		16

内水面漁管委指示

こいの持出し禁止		17
あゆの採捕の禁止		17

雑 報

危険物取扱者試験の実施	(消 防 防 災 課)	17
-------------	-------------	----

正 誤

平成20年 2月19日付け島根県報第1,958号中	(森 林 整 備 課)	18
---------------------------	-------------	----

告 示

島根県告示第185号

島根県人権啓発推進センター設置運営要綱(平成15年島根県告示第866号)の一部を次のように改正する。

平成20年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第5条中「午前9時から午後5時」を「午前8時30分から午後5時15分」に改める。

第8条第1項中「閲覧コーナー資料貸出利用登録申込書(利用者が団体の場合にあつては様式第1号によるものとし、利用者が個人の場合にあつては様式第2号によるものとする。)」を「センターに備え付けてある貸出利用登録申込書」に改め、同条第3項中「閲覧コーナー資料貸出申込書(様式第3号)」を「センターに備え付けてある貸出申込書」に改める。

様式第1号から様式第3号までを削る。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

島根県告示第186号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
塩津診療所	出雲市塩津町78番地3	平成20年2月14日

島根県告示第187号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があつたので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
塩津診療所	出雲市塩津町101番地2	平成20年1月31日

指 定 訪 問 看 護 事 業 者		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
松江保健生活協同組合	松江市西津田八丁目8番10号	東出雲つばさステーション	八束郡東出雲町揖屋1137-1	平成20年1月1日

島根県告示第188号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 3 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地		名 称	所 在 地	
株式会社 花麒麟	松江市上大野町1631 番地	居宅介護支援 事業	居宅介護支援事業所 花きりん	松江市東津田町2168 番地312	平成20年 3 月 1 日
株式会社 花麒麟	松江市上大野町1631 番地	訪問介護	訪問介護事業所 花 きりん	松江市東津田町2168 番地312	平成20年 3 月 1 日
株式会社 花麒麟	松江市上大野町1631 番地	介護予防訪問 介護	訪問介護事業所 花 きりん	松江市東津田町2168 番地312	平成20年 3 月 1 日

島根県告示第189号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の 2 第 2 号の規定により告示する。

平成20年 3 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地		名 称	所 在 地	
松江保健生活協同組 合	松江市西津田八丁目 8 番10号	訪問看護	東出雲つばさステ－ ション	八束郡東出雲町揖屋 1137 - 1	平成20年 1 月 1 日

島根県告示第190号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 3 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
特定非営利活動法人あじ さい	特定施設入居者生 活介護	あじさい1号館	益田市津田町1149 - 6	平成20年 3 月 1 日
	介護予防特定施設 入居者生活介護			

島根県告示第191号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
平成20年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
松江市鹿島町佐陀本郷字土屋2627、2627 - 1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第192号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
平成20年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
安来市広瀬町上山佐633、2742、2744
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第193号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
平成20年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所

安来市広瀬町上山佐2841、2841 - 1、2842、2843 - 1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第194号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年 3 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市掛合町波多1038、1767 - 1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第195号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年 3 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

大田市三瓶町池田字屋敷下夕959、字櫻原屋敷ノ上961、字櫻原家ノ上962、字櫻原奥963、964、字櫻原上ノ切965、字櫻原奥966、字櫻原奥釜ヶ谷967、字櫻原向下夕968、字櫻原川向969、字櫻原下切970、字櫻原向2799、字櫻岩2801 - 1、字櫻原2802 - 1、字櫻原家ノ下2804、字櫻原道下2806、字櫻原道上2807 - 2、2807 - 3、2808、字アラタ2809、字管澤上2816、2816 - 1、2816 - 2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第196号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年3月11日

島根県知事 溝口善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町岡見5257・5263 - 4 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第197号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年3月11日

島根県知事 溝口善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

飯石郡飯南町都加賀889、917 - 1、917 - 3 から917 - 6まで、918 - 1、918 - 2、1090、1097 - 1、1098、1099、1104 - 2、仁多郡奥出雲町八川2377 - 1、2380 - 1、2380 - 8・2380 - 9 (以上2筆国有林)、2381 - 60、2381 - 62、2381 - 72、2381 - 74、2381 - 76、2381 - 79、2381 - 88、2381 - 89、大馬木2500 - 15、2500 - 16、2500 - 19から2500 - 22まで、2500 - 89、2542 - 1 から2542 - 15まで、2670 - 1 から2670 - 25まで、2708、2733 - 10から2733 - 22まで、2734、2770 - 3 から2770 - 18まで、2770 - 20、2770 - 22、2770 - 24、2770 - 26、2770 - 27、2770 - 32、2770 - 35から2770 - 40まで、2770 - 43から2770 - 45まで、2771 - 14から2771 - 23まで、2771 - 29、2771 - 30、2771 - 35から2771 - 42まで、2771 - 47、2771 - 51、2771 - 52、2771 - 58、2771 - 79、2809 - 38、2809 - 39、2809 - 52、2816 - 1、2816 - 8、2816 - 10、2816 - 14、2816 - 16、2816 - 20から2816 - 32まで、2816 - 35、2816 - 36、2816 - 39、2816 - 40、2820 - 6、2820続14から2820続19まで、2820 - 22から2820 - 37まで、2820 - 43、2820 - 44、2821 - 1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第198号

平成20年島根県告示第36号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を飯南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成20年 3 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
飯石郡飯南町八神1629 - 1	安部 俊之	大阪府豊中市宝山町3番33 - 305号

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第199号

平成20年島根県告示第76号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を出雲市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成20年 3 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
出雲市多伎町小田2097 - 2	安井 武雄	出雲市多伎町小田1986

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

島根県告示第200号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第 2 項の規定による同意があったと認めたので、同条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 4 項の規定により告示する。

平成20年 3 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 加入区の名称

五箇・都万加入区

2 加入区の区域

漁業協同組合JFしまね西郷支所の地区のうち五箇出張所及び都万出張所の地区の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定(平成14年島根県告示第1091号)の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表17の項漁業の区分の欄の1に掲げる漁業の区分

島根県告示第201号

平成20年島根県内水面漁場管理委員会指示第1号に基づき、こいの持出しを禁止する水系の範囲を次のとおり定める。

平成20年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

斐伊川水系河川の本流及び支流(三成ダム、布部ダム、山佐ダム、千本ダム及び来島ダムから上流を除く。)、十間川水系河川の本流、支流及び神西湖、堀川水系河川の本流及び支流、高津川水系河川の本流及び支流並びに江の川水系河川の本流及び支流(八戸ダムから上流を除く。)

島根県告示第202号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成20年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キヌヤ中吉田店・じょういち 島根県益田市中吉田3街区

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社キヌヤ 代表取締役 領家 康元 島根県益田市常盤町4番38号

株式会社じょういち 代表取締役 城市 剛毅 島根県益田市駅前町25番11号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社キヌヤ 代表取締役 領家 康元 島根県益田市常盤町4番38号

株式会社じょういち 代表取締役 城市 剛毅 島根県益田市駅前町25番11号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年11月1日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,837平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

店舗所在地内 75台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

店舗所在地内 15台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

店舗建物内 92平方メートル

工 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗建物内 36.48立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社キヌヤ 24時間

株式会社じょういち 午前 8 時30分から午後 8 時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

4 か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

平成20年 2 月29日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市商工観光部商工振興課（島根県益田市駅前町17 - 1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること

島根県告示第203号

平成20年島根県告示第67号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成20年 3 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジュンテンドー宍道複合店 島根県松江市宍道町佐々布2459番地25外 6 筆

2 意見の概要

店舗の建て替え、及び営業時間の変更に伴い、周辺の住環境並びに景観に対し、特に次の4点について配慮願いたい。

(1) 変更後に設置される店舗が24時間営業であり、対象施設に隣接して国道9号線があることから、夜間における店舗

敷地への車の出入りを安全なものにするため、出入口の照明を十分確保すること。

- (2) 届出書に記載されている内容を適正に実施し、環境への影響をできる限り低減するとともに、特に騒音等について環境基準や騒音規制法を遵守し、周辺の住環境に悪影響を与えないようにすること。
- (3) また、早朝・深夜の作業及び空調機器の騒音防止には特に注意し、苦情等があった場合は事業者の責任において速やかに対処すること。
- (4) 届出のあった店舗の所在地は、松江市景観条例の「宍道湖景観形成区域（湖畔集落ゾーン）」にあたります。店舗の建て替えは、宍道湖景観形成区域の届出対象行為となりますので、工事着手日の30日以上前に所定の届出を行うこと。

3 縦覧場所

松江市産業経済部商工課（島根県松江市末次町86）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第204号

島根県公共工事共通仕様書（平成15年島根県告示第323号）は廃止し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第205号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延長
一般国道	432号	松江市八雲町東岩坂1612番1地先から同446番2地先まで	前	A	メートル 3.50～18.00	メートル 1,334.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	8.20～127.00	1,195.00	
			後	B	8.20～127.00	1,195.00	
県 道	松江島根線	松江市鹿島町上講武3004番2地先から同1675番地先まで	前	9.00～41.00	819.00	松江県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	10.00～45.00	819.00		歩道設置
"	上意東揖屋	八束郡東出雲町上意東2004番1地先から同	前	A	5.70～9.40	176.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
				B	16.20～	168.00	

	線	2014番地先まで		35.60					
			後 B	16.20 ~ 35.60	168.00				ダブルウェイ解消 町道移管
"	本庄福富松江線	松江市西尾町1290番 184地先から同町1番 10地先まで	前	13.60 ~ 18.00	296.60				道路改良工事 拡幅
			後	14.00 ~ 30.00	296.60				歩道設置
"	掛合大東線	雲南市三刀屋町多久和 1306番1地先から同 1412番1地先まで	前	4.00 ~ 9.00	160.00				道路改良工事 拡幅
			後	10.50 ~ 18.00	160.00				
"	"	雲南市三刀屋町多久和 1389番3地先から同 1389番1地先まで	前	19.00 ~ 20.50	15.50				不用物件発生 減幅
			後	13.00 ~ 14.00	15.50		雲南県土整 備事務所		事業用地と交換
"	吉田三刀屋線	雲南市吉田町吉田4272 番地先から同地先まで	前	15.50 ~ 27.00	77.00				不用物件発生 減幅
			後	12.00 ~ 23.00	77.00				払下げ
"	吉田頓原線	飯石郡飯南町頓原2378 番5地先から同2374番 4地先まで	前	27.80 ~ 48.00	43.50				災害復旧工事 拡幅
			後	27.80 ~ 65.60	43.50				
"	川本大家線	邑智郡川本町大字三俣 29番1地先から同地先 まで	前	4.60 ~ 7.00	68.00				道路改良工事 拡幅
			後	4.60 ~ 16.00	68.00				
"	"	邑智郡川本町大字湯谷 723番3地先から同712 番1地先まで	前	3.80 ~ 4.20	59.00				道路改良工事 拡幅
			後	3.80 ~ 13.00	59.00				
"	"	邑智郡川本町大字谷戸 2908番2地先から同地 先まで	前	17.00 ~ 30.00	61.00				道路改良工事 拡幅
			後	18.00 ~ 30.00	61.00		県央県土整 備事務所		
"	"	邑智郡川本町大字谷戸 2908番2地先から同地 先まで	前	19.00 ~ 26.00	21.00				災害復旧工事 拡幅
			後	19.00 ~ 27.50	21.00				
"	川本波多線	邑智郡美郷町吾郷1766 番3地先から同8番3 地先まで	前	52.00 ~ 64.00	47.00				災害復旧工事 拡幅
			後	53.00 ~	47.00				

				64.00				
"	浜田作木線	邑智郡邑南町戸河内3218番1地先から同地先まで	前	30.00~ 41.00	42.00	災害防除工事 拡幅		
			後	30.00~ 102.00	42.00			
"	湯里停車場 祖式線	大田市温泉津町湯里1300番6地先から同1637番7地先まで	前 A	2.80~ 33.00	301.00	県央県土整備事務所大田事業所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	2.80~ 33.00			301.00
				B	8.10~ 51.00			190.00
"	津和野田万川線	鹿足郡津和野町山下659番2地先から同町中山745番地先まで	前	A	3.30~ 40.00	3,483.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
				B	11.00~ 60.00	3,470.00		
			後 B	11.00~ 60.00	3,470.00			

島根県告示第206号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	上意東揖屋線	八束郡東出雲町上意東1963番1地先から同45番2地先まで	メートル 2,057.00	平成20年 3月11日	松江県土整備事務所	
"	吉田頓原線	飯石郡飯南町頓原2378番5地先から同2374番4地先まで	43.50	平成20年 3月11日		
"	松江木次線	雲南市大東町大東1026番4地先から同町飯田129番4地先まで	350.00	平成20年 3月25日	雲南県土整備事務所	
"	川本波多線	雲南市掛合町波多424番17地先から同307番9地先まで	1,137.00	平成20年 3月11日		
"	大田佐田線	大田市三瓶町多根字藪の内イ568番1地先から同市山口町山口字小木戸236番4地先まで	252.00	平成20年 3月11日	県央県土整備事務所大田事業所	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請が

あったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年 3 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成20年 3 月 3 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人やわらぎ

3 代表者の氏名

田中 克己

4 主たる事務所の所在地

島根県雲南市木次町山方499番地 1

5 従たる事務所の所在地

なし

6 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護が必要な高齢者その他支援を必要とする人々に対して、地域に密着した居宅サービス、居宅介護支援事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

7 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

8 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

9 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

雲南地区県政情報コーナー（雲南合同庁舎 1 階）

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第 1 項の規定に基づき命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が平成20年 3 月24日までに当該措置を行わないときは、同条第 3 項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第 9 項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成20年 3 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 河川名

(1) 一級河川斐伊川水系上追子川（松江市学園南地内）

(2) 一級河川斐伊川水系上京橋川（松江市西川津町地内）

2 当該措置を命ずべき者

(1) 次に掲げる船舶の所有者、占有者その他船舶について権原を有する者

新向島橋下流約50mの左岸に係留されている船舶 1 隻

係留施設一式及びその付属物一式

(2) 下追子橋付近の右岸に係留されている船舶 1 隻

係留施設一式及びその付属物一式

3 当該措置の内容

当該船舶等を河川区域外に除却すること。

4 当該措置を行うべき理由

当該船舶等の係留が河川法第24条及び第26条第1項の規定に違反しているため

5 本件に関する問合せ先

〒690 - 0011 松江市東津田町1741 - 1

松江県土整備事務所維持管理部管理グループ 電話0852 - 32 - 5734

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成20年3月11日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 12,002
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 166,680
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
 - 八束選挙区 3,751
 - 仁多選挙区 4,332
 - 簸川選挙区 7,447
 - 邑智選挙区 6,473
 - 鹿足選挙区 4,667
 - 隠岐選挙区 6,457
 - 松江選挙区 52,201
 - 浜田選挙区 16,603
 - 出雲選挙区 39,305
 - 益田選挙区 14,017
 - 大田選挙区 11,280
 - 安来選挙区 12,070
 - 江津選挙区 7,393
 - 雲南・飯石選挙区 14,034
- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 166,680

島根県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおり

であったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成20年 3 月11日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党多伎町支部	主たる事務所 の所在地	出雲市多伎町多岐884 - 5	出雲市多伎町口田儀925 - 8
	代 表 者	柳 楽 和利	川上 昌彦
自由民主党知夫村支部	主たる事務所 の所在地	隠岐郡知夫村仁夫2354 - 1	隠岐郡知夫村1014 - 1
	代 表 者	井 尻 義教	下 広 幸雄
	会計責任者	徳 田 博史	浜 栄一
国民新党参議院島根県第一支部	主たる事務所 の所在地	松江市西津田 7 - 1 - 23	益田市あけぼの西町 9 - 10 - 2
国民新党島根県第二選挙区支部	主たる事務所 の所在地	益田市あけぼの本町 9 - 15	益田市あけぼの西町 9 - 10 - 2
国民新党島根県支部	主たる事務所 の所在地	益田市あけぼの本町 9 - 15	益田市あけぼの西町 9 - 10 - 2
自由民主党益田支部	会計責任者	寺 井 良徳	安 達 幾夫
自由民主党島根県地方振興支部	主たる事務所 の所在地	松江市中原町89	松江市内中原町140 - 2 - 303
自由民主党島根県港湾支部	代 表 者	金 津 任紀	金 津 敬
	会計責任者	金 津 任紀	金 津 敬
自由民主党東出雲支部	名 称	自由民主党東出雲支部	自由民主党東出雲町支部
	主たる事務所 の所在地	八束郡東出雲町大字揖屋町1236 - 5	八束郡東出雲町大字出雲郷773 - 4
自由民主党斐川支部	代 表 者	岡 田 征記	矢 野 潔
	会計責任者	黒 田 充	足 立 成久
自由民主党浜田支部	会計責任者	山 崎 晃	大 谷 弘幸
自由民主党島根県大樹支部	主たる事務所 の所在地	浜田市熱田町636 - 16	出雲市上島町1883 - 2

2 その他の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
島根県清酒産業振興会	会計責任者	中 村 俊	園 山 祐三
T K C 細田博之政経研究会	代 表 者	高 橋 顕一	安 達 幸男
島根県傷痍軍人会島根県傷痍 軍人妻の会政治連盟	会計責任者	角 眞澄	漆 谷 栄子

新世紀・江津を創る会	主たる事務所 の所在地	江津市浅利町150	江津市渡津町568
亀井久興後援会	主たる事務所 の所在地	益田市あけぼの本町9-15	益田市あけぼの西町9-10-2
亀井久興後援会賛助会	主たる事務所 の所在地	益田市あけぼの本町9-15	益田市あけぼの西町9-10-2
亀井亜紀子後援会	主たる事務所 の所在地	松江西市津田7-1-23	益田市あけぼの西町9-10-2
井田徳義後援会	主たる事務所 の所在地	雲南市大東町飯田54-4	雲南市大東町飯田91-31
藤山会	代 表 者	原 勝正	泉 道夫
	会計責任者	塩谷 裕志	石川 弘
直良まさゆき後援会	代 表 者	西村 新吉	三原 淳良

島根県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第17条第3項の規定により告示する。

平成20年3月11日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名	称	解散年月日
国民新党憲友会島根県支部		平成19年12月31日
自由民主党島根県厚生支部		平成19年12月31日

2 その他の政治団体

名	称	解散年月日
佐田町澄田信義後援会		平成19年2月28日
松浦保潔後援会		平成19年12月28日
門脇康雄後援会		平成19年12月24日
本田恭一後援会連合会		平成19年12月28日
女性党島根県松江総支局		平成19年12月31日
藤原光三後援会		平成19年12月31日
田中弘之後援会		平成19年10月19日

島根県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成20年3月11日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
本田 恭一	斐川町長	本田恭一後援会連合会	簸川郡斐川町大字出西944 - 2	本田 恭一

内水面漁場管理委員会指示

島根県内水面漁場管理委員会指示第 1 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項及び第130条第 4 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成20年 3 月11日

島根県内水面漁場管理委員会会長 平 田 民 夫

1 指示内容

公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病が発生又は発生している疑いがあると、島根県知事が認めた場合は、当該水系（水面に設置した工作物等により、こいの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出しはならない。ただし、区画漁業権漁場からの持出し、検査を行うための持出し及び焼却、埋却等処分するための持出しは除く。

この場合、知事は、当該水系の範囲について速やかに公表するものとする。

2 指示期間

平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで

島根県内水面漁場管理委員会指示第 2 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項及び第130条第 4 項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため次のとおりあゆの採捕を禁止する。

平成20年 3 月11日

島根県内水面漁場管理委員会会長 平 田 民 夫

禁 止 す る 河 川	禁 止 す る 期 間
田儀川及び小田川	平成20年から平成22年の毎年 5 月20日から 6 月20日まで。ただし、手釣及び竿釣を除く。
益田川（益田市昭和町昭和橋下流端から同市乙吉町雪舟橋下流端まで）	平成20年から平成22年の毎年10月 6 日から11月30日まで

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の 5 第 1 項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る平成20年度第 1 回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第 1 項の規定に基づき公示する。

平成20年 3 月11日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

1 試験の種類

甲種危険物取扱者試験

乙種危険物取扱者試験

丙種危険物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

平成20年6月15日(日)9時45分から

(2) 試験の場所

松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、隠岐の島町

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター島根県支部(持参又は郵送のこと。)

(2) 受験願書受付期間

平成20年4月16日から4月30日まで(郵送の場合は、4月30日の消印有効)

(3) 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 5,000円

乙種危険物取扱者試験 3,400円

丙種危険物取扱者試験 2,700円

4 その他

(1) 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、東部・西部県民センター(事務所)、各消防本部、各地区危険物保安協会

(2) 郵送により請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書きした封筒に、140円切手をはった請求者あて先明記の返信用角型2号封筒(A4サイズ)を同封し、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて送付する。

(3) 問合せ先

〒690-0882

松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話0852-27-5819 FAX0852-25-8242

正

誤

平成20年2月19日付け島根県報第1,958号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
5	上から7	□421-6、□421-7	□421-7、□421-8